

## 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(II-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

|   |   |   |     |      |               |     |   |  |                          |   |                    |  |
|---|---|---|-----|------|---------------|-----|---|--|--------------------------|---|--------------------|--|
| 施策目標名(政策体系上の位置付け)                       | 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(施策目標II-1-1)<br>基本目標II:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること<br>施策大目標1:食品等の安全性を確保すること    |   |     |      |               |     |   | 担当部局名  | 医薬・生活衛生局<br>生活衛生・食品安全企画課 | 作成責任者名  | 生活衛生・食品安全企画課長 異 慎一 |  |
| 施策の概要                                   | 本施策は、食品衛生法等に基づき、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としている。 |   |     |      |               |     |   |  |                          |   |                    |  |
| 施策実現のための背景・課題                           | 1   | 残留農薬や食品添加物について、最新の科学的知見や国際動向を踏まえた、より迅速な基準等の設定が行えるよう審査体制の強化等が求められている。  |     |      |               |     |   |  |                          |   |                    |  |
|   | 2   | 食中毒事件数は近年下げ止まりの傾向にあるほか、高齢化による食中毒リスク増加の懸念などもあり、食品の安全性の更なる向上が求められている。   |     |      |               |     |   |  |                          |   |                    |  |
|   | 3   | 我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、適切な監視指導を徹底するための体制強化が求められている。            |     |      |               |     |   |  |                          |   |                    |  |
|   | 4   | 食品安全に関する施策の情報を消費者等に積極的に情報提供するとともに、消費者等からの意見を聴取し、消費者等との相互関係を形成する必要がある。 |     |      |               |     |   |  |                          |   |                    |  |
| 各課題に対応した達成目標                            | 達成目標/課題との対応関係   |   |     |      |               |     |   | 達成目標の設定理由  |                          |   |                    |  |
|   | 目標1<br>(課題1)  | 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進   |     |      |               |     |   | 残留農薬の基準設定について、国際的にも急性毒性の指標として用いられる急性参照用量(ARfD)を考慮した残留基準の見直しを計画的に進めるとともに、残留基準の適合を確認する分析法の開発を推進する等、食品衛生に関する監視指導を徹底するための体制強化が必要である。<br>また、残留農薬や食品添加物等について、最新の科学的知見や国際動向を踏まえた、より迅速な基準等の設定が行えるよう審査体制を強化する必要がある。                               |                          |   |                    |  |
|   | 目標2<br>(課題2)  | HACCPの義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等                                  |     |      |               |     |   | 食品等事業者の衛生管理水準の更なる向上を図るとともに、輸出先国が求める衛生管理基準に対応した食品の輸出促進につなげるため、国内のHACCPの義務化を含めた制度改正に向け、HACCP普及のための事業者や地方公共団体の人材育成事業、輸出相手国との相互認証の推進などの各種施策を実施する必要がある。<br>また、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)による衛生証明書等の輸出関連手続を電子化するとともに、輸出食肉・水産食品取扱施設の認定等を行っていく必要がある。 |                          |   |                    |  |
|   | 目標3<br>(課題3)  | 検疫所における水際対策等の推進   |     |      |               |     |   | 我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、食の安全・安心を守るために輸入食品の適切な監視指導を徹底するための人員を含めた体制強化を図り、輸入食品監視指導計画に基づく検疫所における監視指導を強化する必要がある。  |                          |   |                    |  |
|   | 目標4<br>(課題4)  | 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等  |     |      |               |     |   | 食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法及び食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換が求められている。<br>また、食中毒の予防や食品中の化学物質等の基準設定、検査法等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。   |                          |   |                    |  |
| <b>達成目標1について</b>                        |   |   |     |      |               |     |   |  |                          |   |                    |  |
| 測定指標(アウトカム、アウトプット)<br>※数字に○を付した指標は主要な指標 |   | 基準値   | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値      |     |   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |                          |   |                    |  |
| ①                                       | ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数(アウトプット)              |   | —   | —    | 過去5年の品目数の平均以上 | 毎年度 | 平成29年度<br>平成30年度<br>令和元年度<br>令和2年度<br>令和3年度 | 過去5年の品目数の平均(40品目)以上<br>過去5年の品目数の平均(45品目)以上<br>過去5年の品目数の平均(47品目)以上<br>過去5年の品目数の平均以上   | 82品目<br>31品目<br>19品目     | 制度導入時に新たに残留基準を設定した758農薬等のうち、現在まで約600の農薬等について、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したが、今後も引き続き本制度の適切かつ円滑な実施を推進するため、本指標を設定する。<br>これまで基準値の見直しが進んでいることから、過去5年の品目数の平均以上を目標値とする。<br>(参考)平成27年度実績:22品目、平成28年度実績:35品目   |                    |  |
|   | 要請に基づき行われる食品添加物の指定等手続について標準的事務処理期間内に指定等を終えた率(アウトカム)   |   | —   | —    | 70%           | 毎年度 | 70%<br>100%<br>27%                          | 70%<br>100%<br>27%   | 70%<br>70%<br>70%        | 食品添加物の指定等については、「食品添加物の指定等手続に係る標準的事務処理期間の設定について」(平成28年6月10日付け生食発0610第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)において、要請者から要請された品目に関して、資料収集に要する期間を除き、食品安全委員会から食品健康影響評価の結果を通知された日から1年以内に行うよう努めるものとしたことから、本指標を設定する。<br>添加物製剤の指定等の要請などについては、一つの要請について複数の成分規格等を設定する必要があるため、審査事項が複雑となり、指定等までに一定の期間を要することも想定されることから、達成率70%を目標値とする。<br>(参考)国際汎用添加物のロードマップにおける処理達成率<br>平成27年度実績:100%、平成28年度実績:— |                    |  |

|     |   | 予算額(執行額)           | 令和2年<br>度<br>予算額   | 関連する<br>指標番号 | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等 |   |  |  |  | 令和2年行政事業レビュー事業番号 |  |     |
|-----|---|--------------------|--------------------|--------------|------------------------|---|--|--|--|------------------|--|-----|
|     |   | 平成30年<br>度         | 令和元年<br>度          |              |                        |   |  |  |  |                  |  |     |
| (1) | 農薬等ポジティブリスト制度推進事業<br>(平成18年度)               | 499百万円<br>(389百万円) | 455百万円<br>(386百万円) | 469百万円       | 1                      | 【達成手段の概要】<br>ポジティブリスト制度に基づき、食品中の農薬等の残留基準に基づく分析法の開発・改良を行うとともに、食品を介した農薬一日摂取量実態調査等を行う。<br>【見込まれる効果】<br>その結果を適宜基準値の見直しに活用することにより、測定指標1に寄与する。  |  |  |  |                  |  | 358 |
| (2) | 食品添加物、食品用器具・容器包装等の安全性確認の計画的推進事業<br>(平成20年度) | 684百万円<br>(621百万円) | 740百万円<br>(684百万円) | 872百万円       | 2                      | 【達成手段の概要】<br>①新たに食品添加物を指定するに当たって、化学物質の分析を実施する。<br>②既に指定されている添加物について、マーケットバスケット方式による食品添加物の一日摂取量調査を行う。<br>③指定添加物及び既存添加物について、最新の科学的知見を踏まえて反復毒性試験、変異遺伝性試験等を行う。<br>【見込まれる効果】<br>①品質確保のために成分規格を設定することに活用することで、測定指標2に寄与する。<br>②一日摂取許容量(ADI)を超過するおそれがないかの安全性の確認を行うとともに、ADIを超過するおそれがある場合には必要な規格基準の設定等を措置するなど、規格基準の適切な設定に寄与する。<br>③指定添加物及び既存添加物の安全性の確認を行うこと等に活用することで、規格基準の適切な設定に寄与する。 |  |  |  |                  |  | 359 |
| (3) | 食品汚染物質の安全性検証推進事業<br>(平成16年度)                | 40百万円<br>(37百万円)   | 40百万円<br>(36百万円)   | 40百万円        | -                      | 【達成手段の概要】<br>個人によって摂取頻度の異なる食品について、一定期間内の摂取実態調査を実施し、精密な汚染物質のはく露量を推定する。また、食品中の汚染物質(ヒ素、カドミウム等の重金属)は通常の環境中に広く存在していることから、広範囲の食品について、汚染物質の含有濃度実態調査を実施する。<br>【見込まれる効果】<br>その結果を適宜規格基準の見直し等に活用することにより、規格基準の適切な設定に寄与する。  |  |  |  |                  |  | 360 |
| (4) | 健康食品の安全性の確保等事業<br>(平成19年度)                  | 25百万円<br>(23百万円)   | 46百万円<br>(43百万円)   | 79百万円        | -                      | 【達成手段の概要】<br>健康食品による健康被害事例が発生した際、臨床医等の専門家を緊急に招集し、対応を検討するとともに、市場に流通している健康食品において安全性が疑われる成分について、安全性試験及び分析調査を実施する。<br>【見込まれる効果】<br>その結果を適宜規格基準の見直し等に活用することにより、規格基準の適切な設定に寄与する。  |  |  |  |                  |  | 361 |

#### 達成目標2について

| 測定指標(アウトカム、アウトプット) |  | 基準値          | 目標値          | 年度ごとの目標値           |        |                        |                        |                        | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |
|--------------------|--|--------------|--------------|--------------------|--------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------|--|
|                    |  |              |              | 基準年度               | 目標年度   | 年度ごとの実績値               |                        |                        |                               |  |
| 3                  | 大規模食中毒の発生件数<br>(アウトカム)   | —            | —            | 過去5年の発生件数の平均と同水準以下 | 毎年度    | 過去5年の発生件数の平均と同水準以下(2件) | 過去5年の発生件数の平均と同水準以下(2件) | 過去5年の発生件数の平均と同水準以下(2件) | 過去5年の発生件数の平均と同水準以下(2件)        | 食品流通が広域化しており、食中毒が全国的に散発して発生する傾向があることから、各都道府県等における的確な監視指導を効果的・効率的に実施するとともに、国においても適切な技術的助言、関係機関との情報共有を図るなど継続して食中毒対策を強化する必要があることから、本指標を設定する。(大規模食中毒とは、食中毒患者等が500人以上発生し、又は発生する恐れがある食中毒をいう(食品衛生法施行規則第77条))<br>食中毒は、性質上突発的に起きる事案であることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、毎年なるべく最少件数を目指しつつも、過去5年の平均を水準とし、毎年度それ以下を目標値とする。<br>(参考)平成27年実績:2件、平成28年実績:2件  |
| 4                  | 許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数<br>(アウトカム)   | —            | —            | 過去5年の施設数の平均以下      | 毎年度    | 過去5年の施設数の平均(752件)以下    | 過去5年の施設数の平均(751件)以下    | 過去5年の施設数の平均(787件)以下    | 過去5年の施設数の平均以下                 | 都道府県等において監視指導を効果的・効率的に実施することにより、基準に違反した営業施設の数を低減し、食品の適切な衛生管理を行うよう、適切な措置を講じる必要があることから、営業施設の基準を遵守する施設割合を測る指標として、本指標を設定する。<br>禁停止命令は、突然の事情により起るものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、過去5年の施設数の平均以下を目標値とする。<br>・衛生行政報告例(政府統計の窓口) URL: <a href="http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469">http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469</a><br>(参考)平成27年度実績:754件、平成28年度実績:774件 |
| (参考)指標             |  |              |              |                    | 平成29年度 | 平成30年度                 | 令和元年度                  | 令和2年度                  | 令和3年度                         | 食中毒による死者数については、食品等事業者の衛生管理水準を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。<br>(参考)平成27年実績:6名、平成28年実績:14名  |
| 5                  | 食中毒による死者数<br>出典:「食中毒統計調査」<br>(厚生労働省ホームページ: <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html</a> ) | 3名<br>(年次集計) | 3名<br>(年次集計) | 4名<br>(年次集計)       |        |                        |                        |                        |                               |  |

| 達成手段2              |                                  | 予算額(執行額)               |                        | 令和2年<br>度<br>予算額 | 関連する<br>指標番号           | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等  |                    |                    |                    |                               |   |                  | 令和2年行政事業レビュー事業番号 |     |  |  |  |
|--------------------|----------------------------------|------------------------|------------------------|------------------|------------------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|---|------------------|------------------|-----|--|--|--|
|                    |                                  | 平成30年                  | 令和元年<br>度              |                  |                        |   |                    |                    |                    |                               |   |                  |                  |     |  |  |  |
| (5)                | 輸入食品の監視体制強化等事業<br>(平成21年度)       | 304百万円<br>(315百万円)     | 629百万円<br>(573百万円)     | 385百万円           | —                      | 【達成手段の概要】<br>①輸入時の検査等における違反事例等に関する調査を実施する。<br>②微生物に由来する食品汚染実態調査等を実施する。<br>③食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業を実施する。<br>【見込まれる効果】<br>①調査結果に基づき輸出国政府に改善要請を行うとともに、輸入食品の監視体制を強化することにより、的確な監視指導の推進に寄与する。<br>②食品の微生物に係る規格基準の設定や、食品の汚染実態に応じた監視指導の実施等に活用することにより、的確な監視指導の推進に寄与する。<br>③カンピロバクター食中毒事案には、食鳥肉との関連が疑われるものが多く、食鳥肉におけるカンピロバクター汚染の低減策が重要な課題となっており、その実証成果を取りまとめ、情報発信することで、的確な監視指導の推進に寄与する。 |                    |                    |                    |                               |   |                  |                  | 356 |  |  |  |
| (6)                | BSE対策など食肉の安全確保対策推進事業<br>(平成14年度) | 8百万円<br>(7百万円)         | 7百万円<br>(7百万円)         | 7百万円             | —                      | 【達成手段の概要】<br>①米国及びカナダ等の牛肉の対日輸出施設等に対して定期的に査察を行う。また、EU諸国等からの日本への牛肉輸出要請に応じ、現地調査を実施する。<br>②BSEスクリーニング検査で陽性となった場合のBSE確認検査及び確定検査の実施に必要な体制の確保、食品衛生監視員に対する疫学調査、監視指導等に関する講習会の実施、食鳥検査員及び畜検査員に対する検査技術や衛生管理、疫病診断法等に関する研修会を実施する。<br>【見込まれる効果】<br>①月齢制限に基づく分別管理等の実施状況など対日輸出条件の遵守を検証すること、また、BSE対策等を確認することにより、的確な監視指導の推進に寄与する。<br>②検査体制の確保及び食品衛生に従事する職員の資質の向上を図ることにより、的確な監視指導の推進に寄与する。        |                    |                    |                    |                               |   |                  |                  | 357 |  |  |  |
| 達成目標3について          |                                  |                        |                        |                  |                        |   |                    |                    |                    |                               |   |                  |                  |     |  |  |  |
| 測定指標(アウトカム、アウトプット) |                                  | 基準値                    | 目標値<br>基準年度            | 目標年度             | 年度ごとの目標値               |   |                    |                    |                    | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |                  |                  |     |  |  |  |
| 年度ごとの実績値           |                                  |                        |                        |                  | 平成29<br>年度             | 平成30<br>年度  | 令和元<br>年度          | 令和2年<br>度          | 令和3年<br>度          |                               |   |                  |                  |     |  |  |  |
| (6)                | 輸入食品モニタリング検査達成率<br>(アウトプット)      | —                      | —                      | 100%             | 毎年度                    | 100%  | 100%               | 100%               | 100%               | 100%                          | 輸入食品監視指導計画に基づき策定したモニタリング計画において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能となる件数を検疫所に割り当てて検査を実施することとしていることから、目標値を達成率(計画件数に対する実施件数の割合)100%とした。<br>・令和元年度 輸入食品監視指導計画 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200505_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200505_00001.html</a><br>・平成30年度 輸入食品監視指導結果 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06415.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06415.html</a><br>(参考)平成27年度実績:102%、平成28年度実績:102%   |                  |                  |     |  |  |  |
| 7                  | 輸入食品の規格基準等の違反件数<br>(アウトカム)       | —                      | —                      | 過去5年の件数の平均以下     |                        | 過去5年の件数の平均以下(921件)  | 過去5年の件数の平均以下(874件) | 過去5年の件数の平均以下(822件) | 過去5年の件数の平均以下(799件) | 過去5年の件数の平均以下                  | 輸入食品の安全性は、輸出国段階、輸入時段階、国内流通段階における三段階で確保が行われている。輸出国段階においては、違反食品の輸入を未然に防止するために、輸出国の食品衛生に関する制度調査を計画的に実施するとともに、検査命令が実施されている食品等について、輸出国政府に対し違反原因の究明、再発防止を要請している。また、輸入者に対しては、食品安全基本法第8条に基づく食品等事業者の責務、食品衛生法第3条に基づく輸入食品の安全性の確保について指導している。さらに、検疫所では輸入前指導(輸入相談)を実施し、法違反に該当する食品等の輸入を未然に防止している。輸入時段階では、年度ごとに計画的に実施するモニタリング検査及び規格基準等の違反の可能性が高い食品を輸入する者に対し輸入の都度検査を実施させる検査命令により安全を確保している。以上を踏まえ、輸入食品の適切な監視指導を実施するため、本指標を設定する。<br>・輸入食品の規格基準等の違反は突発的事情により起こるものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、過去5年の件数の平均以下を目標値とする。<br>・令和元年度 輸入食品監視指導計画 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200505_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200505_00001.html</a><br>・平成30年度 輸入食品監視指導結果 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06415.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06415.html</a><br>(参考)平成27年度実績:858件、平成28年度実績:773件 |                  |                  |     |  |  |  |
| 達成手段3              |                                  | 予算額(執行額)               | 令和2年<br>度<br>予算額       | 関連する<br>指標番号     | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等 |   |                    |                    |                    |                               |   | 令和2年行政事業レビュー事業番号 |                  |     |  |  |  |
| 7)                 | 輸入食品の検査に必要な事業<br>(平成11年度)        | 1,759百万円<br>(1,741百万円) | 1,869百万円<br>(1,822百万円) | 2,034百万円         | 6                      | 【達成手段の概要】<br>検疫所において、輸入食品監視指導計画に基づきモニタリング検査を実施する。<br>【見込まれる効果】<br>輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的なモニタリング検査を実施することで、輸入食品等の安全性確保に寄与する。   |                    |                    |                    |                               |   |                  |                  | 363 |  |  |  |
| (5)                | 輸入食品の監視体制強化等事業(再掲)<br>(平成21年度)   | 304百万円<br>(315百万円)     | 629百万円<br>(573百万円)     | 385百万円           | 7                      | 【達成手段の概要】<br>①輸入時の検査等における違反事例等に関する調査を実施する。<br>②微生物に由来する食品汚染実態調査等を実施する。<br>③食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業を実施する。<br>【見込まれる効果】<br>①調査結果に基づき輸出国政府に改善要請を行うとともに、輸入食品の監視体制を強化することにより、測定指標7に寄与する。<br>②食品の微生物に係る規格基準の設定や、食品の汚染実態に応じた監視指導の実施等に活用することにより、的確な監視指導の推進に寄与する。<br>③カンピロバクター食中毒事案には、食鳥肉との関連が疑われるものが多く、食鳥肉におけるカンピロバクター汚染の低減策が重要な課題となっており、その実証成果を取りまとめ、情報発信することで、的確な監視指導の推進に寄与する。      |                    |                    |                    |                               |   |                  |                  | 356 |  |  |  |

## 達成目標4について

| 測定指標(アウトカム、アウトプット)                                 | 基準値                | 目標値                | 目標年度                         | 年度ごとの目標値     |   |                              |                              |                              | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |   |                  |  |  |
|--|--------------------|--------------------|------------------------------|--------------|---|------------------------------|------------------------------|------------------------------|---|---|------------------|--|--|
|  |                    |                    |                              | 年度ごとの実績値     |   |                              |                              |                              |   |   |                  |  |  |
| ⑨ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持つている国民の割合(アウトカム)               | —                  | —                  | 80%以上(20歳代及び30歳代の若い世代は65%以上) | 令和2年度        | 80%以上(20歳代及び30歳代の若い世代は65%以上)  | 80%以上(20歳代及び30歳代の若い世代は65%以上) | 80%以上(20歳代及び30歳代の若い世代は65%以上) | 80%以上(20歳代及び30歳代の若い世代は65%以上) | 80%以上(20歳代及び30歳代の若い世代は65%以上)  | <p>食育基本法第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(総理(会長)、関係閣僚、民間有識者で構成)で食育基本計画を作成している。</p> <p>第3次食育推進基本計画(平成28年度～平成32年度)第1.2(7)において掲げている基本的な取組方針「食品の安全性の確保等における食育の役割」は施策内容に資することから、当該計画第2.2(14)において定められている目標値(「食品の安全性に関する基礎的な知識を持つている国民の割合」を80%以上、「食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合」を65%以上とすること)を目標値として設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次食育推進基本計画<br/><a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/3kihonkeikaku.pdf">(参考)</a></li> <li>・食品の安全性に関する基礎的な知識を持つている国民の割合<br/>平成27年度実績:72%、平成28年度実績:71.8%</li> <li>・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合<br/>平成27年度実績:56.8%、平成28年度実績:56.9%</li> </ul> |                  |  |  |
| (参考)指標   |                    |                    |                              | 平成29年度       | 平成30年度  | 令和元年度                        | 令和2年度                        | 令和3年度                        |   |   |                  |  |  |
| 10 食品の安全に関する意見交換会への参加者数<br>出典:医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課 |                    |                    |                              | 4,266        | 5,186   | 3,330                        |                              |                              | 食品の安全に関する意見交換会への参加者数については、国民の食品安全に対する意識を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。<br>(参考)平成27年度実績:1,744名、平成28年度実績:1,662名 |   |                  |  |  |
| 達成手段4  |                    | 予算額(執行額)           | 令和2年度<br>予算額                 | 関連する<br>指標番号 | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等  |                              |                              |                              |   |   | 令和2年行政事業レビュー事業番号 |  |  |
| (8) 食品安全に関するリスクコミュニケーション事業<br>(平成15年度)             | 9百万円<br>(8百万円)     | 9百万円<br>(8百万円)     | 9百万円                         | 9            | <p><b>【達成手段の概要】</b><br/>食品安全委員会、農林水産省、消費者庁及び地方自治体等と連携しつつ、全国で幅広いテーマでの意見交換会を開催するなど、法律により実施することが国の責務とされているリスクコミュニケーションの充実を図る。また、ホームページやパンフレット等さまざまな媒体を活用して積極的に情報提供する。</p> <p><b>【見込まれる効果】</b><br/>食品安全に関するリスクコミュニケーションの推進を図り、その結果を食品安全行政に反映させることにより、測定指標8及び食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することに寄与する。</p> |                              |                              |                              |   |   | 362              |  |  |
| (9) カネミ油症患者の健康実態調査事業<br>(平成25年度)                   | 427百万円<br>(289百万円) | 427百万円<br>(281百万円) | 427百万円                       | -            | <p><b>【達成手段の概要】</b><br/>油症患者の健康実態調査を実施し、対象者に「健康調査支援金」(一人あたり19万円)を支給するとともに、調査結果を集計・分析する。</p> <p><b>【見込まれる効果】</b><br/>集計結果を油症治療研究に活用することにより、カネミ油症の診断、治療等の向上を図ることに寄与する。</p>  |                              |                              |                              |   |   | 364              |  |  |
| 施策の予算額(執行額)(千円)                                    |                    | 平成30年度             |                              | 令和元年度        |   | 令和2年度                        |                              | 政策評価実施予定期(評価予定表)             | 平成29年度  |   |                  |  |  |
| 施策に関する内閣の重要施策<br>(施政方針演説等のうち主なもの)                  |                    | 施政方針演説等の名称         |                              |              | 年月日   |                              | 関係部分(概要・記載箇所)                |                              |   |   |                  |  |  |
|  |                    | -                  |                              |              | -   |                              | -                            |                              |   |   |                  |  |  |